

静岡県薬剤師国民健康保険組合法令遵守体制 (コンプライアンス) の整備に関する基本方針

1 趣 旨

静岡県薬剤師国民健康保険組合（以下「組合」という。）が、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、その業務運営が国民健康保険法その他の関係法令に沿って厳正に行われるよう、規約第 26 条第 2 項に基づき法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針を定めるものである。

2 法令遵守についての基本的考え方

組合の役職員一人ひとりが、国民健康保険法その他関係法令並びに組合格約及び規程その他決定事項を遵守し、組合員及び被保険者の信頼はもとより、公的医療保険制度の一翼を担う公法人として社会的責任を果たすものである。

3 法令遵守のための組織体制

組合は、法令遵守のため、次のとおり組織体制を整備する。

- ① 組合の理事のうち 1 名を法令遵守担当理事とし、理事がこれを互選する。
- ② 法令遵守担当理事は、組合の被保険者資格の管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業その他の実務を担当する部門から独立した立場から法令遵守に関する業務を行うため、必要に応じて関連文書の提出要求、調査の報告要求、業務改善の指導を行うことができるものとする。
- ③ 委託業務においても法令遵守体制が確保できるよう、委託契約に法令遵守に関する項目を明記するものとする。

4 実践計画の策定・評価

組合は、法令遵守を具体的に実践するために、次のとおり実践計画を策定するとともに評価を行う。

- ① 毎年度、理事会において、法令遵守のための具体的な実践計画（以下、「実践計画」という。）を策定し、組合会の承認を得るものとする。
- ② 法令遵守担当理事は、実践計画の進捗状況及び達成状況を把握する。
- ③ 理事会において、定期的には実践計画の報告・評価を行い、適時、合理的な内容のものとなるように見直しを行う。

5 監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査する。

6 責任追及、懲戒処分

組合会は、法令等に違反する行為を行った役職員に対し、その責任を追及するとともに、厳正かつ公平に処分等を行う。

附 則

- 1 この基本方針は平成 23 年 3 月 19 日から施行する。